危機管理監資料	Ｎｏ．３

令和８年 11 月 19 日
課　名　危機管理監みんなで減災推進課
担当者　課長　松﨑
内　線　2780

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第３期）の策定について

１　要旨・目的

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第３期）」を令和８年 10 月に策定した。

２　現状・背景

「災害死をゼロにする」という目標を掲げ、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合う「共助」の視点に特化した行動規範を定めた「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例」を平成 27 年３月に制定。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るための計画となる、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第２期）の計画期間が終了したため、次期計画として策定。

３　概要

（１）計画期間

令和８（2026）年度～令和 12（2030）年度（５年間）

（２）策定に当たっての考え方

これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、主な取組の方向等を整理。

（３）取組の方向

施策体系

取組の柱	主な取組
知る	居住地域や自分・家族のリスク等の正確な把握を促進
察知する	リアルタイムの情報発信
	情報を受け取る手段の確保
備える	避難者の生活環境の改善
	自主防災組織等による避難の呼びかけ、地域のつながりの強化
	要配慮者等の避難支援
	日頃からの災害への備えの促進
	地震による災害への備えの促進
学ぶ・行動する	防災教育、防災訓練の実施

（４）根拠法令

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例第 14 条

４　その他（関連情報等）

広島県ホームページ

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/249/sougurumikoudoukeikaku3.html

広島県
「みんなで減災」
県民総ぐるみ運動
行動計画（第3 期）

～災害死ゼロの実現を目指して～



令和８年 10 月
広島県

目 次

第１章　総論 ---- 2
１ 計画策定の趣旨 ---- 2
２ 計画の位置づけ ---- 3
３ 計画期間 ---- 3
４ 基本理念等 ---- 3
（１）基本理念（概ね 30 年後） ---- 3
（２）目指す姿（５年後） ---- 3
５ 広島県の現状 ---- 4
（１）成果指標（第２期） ---- 4
（２）第２期の取組の総括 ---- 7
６ 本計画において重視する項目 ---- 8
（１）被災者支援の強化 ---- 8
（２）大規模地震への対応 ---- 8
（３）防災意識の定着 ---- 9
（４）災害に対する脆弱性 ---- 9
７ 第３期における施策体系（取組の柱） ---- 10
８ 推進体制 ---- 12
９ 進行管理 ---- 12
第２章　具体的な取組 ---- 13
１ 県民に重点的に実施していただきたい行動（県民重点取組） ---- 13
（１）　知る ---- 13
（２）　察知する ---- 16
（３）　備える ---- 18
２ 重点取組を支援・促進する行動 ---- 21
（４）　学ぶ・行動する ---- 21
３ 成果指標（全体） ---- 24
第３章　資料編 ---- 25
１ 計画策定の経過 ---- 25
２ 本県における近年の防災・減災に係る取組 ---- 25
３ 関係法令 ---- 27
（１）広島県防災対策基本条例 ---- 27
（２）広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例 ---- 34
４ 用語の説明 ---- 37

第１章　総論

１ 計画策定の趣旨

本県では、平成 21 年３月に広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合う「共助」、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守る「公助」それぞれの役割分担と相互の連携のもと、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指してきました。

そうした中、平成 26 年８月に広島市において大規模な土砂災害が発生し、77 名もの尊い命が失われる甚大な被害を受けました。

災害による被害をより一層軽減するためには、県や市町など行政が防災・減災対策を強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることが重要です。

このため、平成 27 年３月に「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、「自助」「共助」を中心とした行動規範を定め、県民運動として県民全体で取り組んでいくこととし、同年 10 月には、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって運動を推進するため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第１期）を策定しました。

第１期においては、「知る」「察知する」「備える」に関わる防災行動を行っている人の割合は、運動前に比べて大きく改善しました。しかし、平成 30 年７月に再び大規模な豪雨災害が発生し、災害関連死も含め 150 名を超える尊い命が失われたことを踏まえると、災害が発生する危険が迫った際の早めの避難行動につながる取組は十分ではなかったものと考えています。

そこで、有識者による県民の避難行動調査・分析を行い、この結果を踏まえ、行政はもとより、県民や自主防災組織、学校、企業・団体等が、それぞれの立場、役割で取り組むべきことを掲げた行動計画（第２期）を策定しました。第２期において、マイ・タイムラインを活用した防災教育の推進や自主防災組織等における避難訓練等の実施などにより、県民の防災意識は着実に上昇してきましたが、実際の災害時における避難状況を考慮すると、さらなる防災意識の向上が必要と考えています。

さらに、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、高齢者の増加に伴い支援を要する方が増えていることなどから、既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎ切ることはますます困難になっています。

また、近年の自然災害においては、大雨による土砂災害や、地震、津波などによる直接死を免れても、保健・医療・福祉サービスの低下や避難生活の長期化、生活環境の悪化などにより災害関連死につながる事例があるため、行政や関係機関が緊密に連携して、要配慮者をはじめとした被災者支援対策や県民一人一人の防災意識の醸成に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、第３期ではこれまでの成果を基盤に、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた被災者支援や地震・津波対策等を盛り込み、「自らの身は自ら守る」「地域の住民が互いに助け合う」という防災意識が醸成された地域社会の構築を目指し、次の５年間の行動計画として改定を行いました。

２ 計画の位置づけ

○　「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例」（平成 27 年条例第１号）第 14 条に基づく行動計画
○　「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における防災・減災分野の分野別計画

３ 計画期間

令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの５年間

４ 基本理念等

（１）基本理念（概ね 30 年後）

「災害死ゼロ」の実現

（２）目指す姿（５年後）

○　県民自らが適切な避難行動をとることが当たり前の状態となる避難意識が醸成されています。
○　県内の各地域において、平時から訓練等の実践的な防災活動が行われるとともに、災害時には避難の呼びかけによる適切な避難行動が実践されています。
○　災害時には、迅速・的確な初動対応や情報発信により、県民の避難支援や被災者支援が効果的・効率的に行われるとともに、避難所においては、良好な生活環境が確保されています。

５ 広島県の現状

（１）成果指標（第２期）

○全体指標の推移

	目標値	実績値		
	R７年度	当初 R元年度	現状値 R７年度	増減
避難の準備行動ができている人の割合 ※	50.0%	13.6% （参考値）	17.9%	+4.3
（参考値）５つの行動目標（②）を全て実践している人の割合			33.0%	

※　「避難の準備行動ができている」の構成要素（①かつ②をすべて実践）

①	行動する	マイ・タイムラインを作成
②	知　る	災害の種類に応じた、避難場所・避難経路を確認
	察知する	災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保
	行動する 学　ぶ	防災教室・防災訓練へ参加
	備 え る	非常持出品を用意し、かつ３日分以上の食糧及び飲料水を備蓄

○個別指標の推移

知る

成果指標項目	目標値 A	実績値		
	R７年度	当初 B R元年度	現状値 C R７年度	増減(C-B) 目標との差 (C-A)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合	100.0%	68.5%	70.2%	+1.7 ▲29.8
水害・土砂災害リスクの認知度	100.0%	77.0% (R2 年度)	73.9%	▲3.1 ▲26.1

・　成果指標は２項目ともに目標を下回っていることから、改めて避難場所・避難経路の確認及び居住地周辺の水害・土砂災害の危険性を認知することの重要性を周知するとともに、確認方法などの広報活動に努める必要があります。
・　また、避難場所・避難経路の確認方法としては、ハザードマップの利用が最も多い（R7:59.6%）ことから、引き続きハザードマップの活用を啓発していく必要があります。

・　さらに、災害リスクの認知度が低い若い世代が、自宅周辺の災害リスクを知ったきっかけとして、家族（R7:30.5%）や学校（R7:28.4%）などを多く挙げていることから、これらの身近な外部からの働きかけを促進していく必要があります。

察知する

成果指標項目	目標値 A	実績値		
	R７年度	当初 B R 元年度	現状値 C R７年度	増減(C-B) 目標との差 (C-A)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	80.0%	31.1% （参考値）※	84.3%	+53.2 +4.3

※県・市町の防災情報メールを登録している人の割合（Yahoo!防災速報を含む。）

・　成果指標は目標を達成しており、取組による成果が表れています。
・　災害情報等を実際の避難行動のきっかけとするためには、地域や個人の状況にあわせた、きめ細かい情報を発信し、情報の受け手側に自分事として感じさせることが重要です。
・　また、多くの方が情報入手手段を確保している一方で、緊急時の情報を確実に受け取ることができるプッシュ型の伝達手段である防災情報メールや防災アプリなどを登録している人は半分以下（R7:43.9%）に留まっており、登録していない理由として「登録方法が分からないから（R7:44.0%）」「登録方法が複雑で面倒だから（R7:20.6%）」が上位となっています。
・　このため、簡易な設定で避難情報等をプッシュ型で受け取れるだけでなく、居住地周辺の避難所の開設情報等を確認できるLINE版マイ・タイムライン「わが家の避難計画」の普及を図ることで、災害時の適切な避難行動を促進する必要があります。

行動する

成果指標項目	目標値 A	実績値		
	R７年度	当初 B R 元年度	現状値 C R７年度	増減(C-B) 目標との差 (C-A)
マイ・タイムラインを作成している人の割合	60.0%	―	25.1%	― ▲34.9

・　成果指標は目標を大きく下回っていることから、幅広い年齢層が日常的に連絡ツールとして利用しているLINEアプリを活用したLINE版マイ・タイムライン「わが家の避難計画」の普及促進に取り組む必要があります。

・　また、県、市町、自主防災組織、防災リーダー等が連携して地域防災タイムラインを活用した避難訓練などの実践的な取組を実施し、災害リスクを確認できるツールとしてのマイ・タイムラインの活用促進に取り組む必要があります。
・　一方で、若年層への防災教育を推進してきた結果、ほとんどの小学校（R7:96.3%）がマイ・タイムラインの作成に取り組むようになったことに加えて、親世代がマイ・タイムラインを作成する大きなきっかけともなっています。（「子供が学校から持って帰ってきたから、または子供が作りたいと言ったから」R7:68.3%）
・　このため、今後は学習内容を深め、子供達が主体的に適切な避難行動を実践する力を養うための防災教育を推進するとともに、中学校向けの防災ｅラーニング教材の活用を促進し、防災知識の更なる定着を図っていく必要があります。

行動する・学ぶ

成果指標項目	目標値 A	実績値		
	R７年度	当初 B R 元年度	現状値 C R７年度	増減(C-B) 目標との差 (C-A)
防災教室・防災訓練へ参加した人の割合	60.0%	41.5%	62.4%	+20.9 +2.4

・　成果指標は大幅に上昇しており、取組の成果が表れています。
・　参加した内容は、「職場、または学校の行事や研修、防災訓練等（R7:29.5%）」、「地域のイベントや行事（防災訓練など）（R7:21.7%）」が高いことから、引き続き小学校での出前講座や中学校での防災 ｅ ラーニング教材を展開するとともに、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議の構成団体等が連携して、一斉防災教室や一斉地震防災訓練への参加を促進する必要があります。
・　また、県、市町、自主防災組織、防災リーダー等が連携して、地域防災タイムラインを活用した避難訓練などの実践的な取組を実施する必要があります。

備える

成果指標項目	目標値 A	実績値		
	R７年度	当初 B R 元年度	現状値 C R７年度	増減(C-B) 目標との差 (C-A)
非常持出品を用意し、かつ３日分以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合	70.0%	52.3%	62.4%	+10.1 ▲7.6

家具等の転倒防止を行っている人の割合	70.0%	49.0%	66.6%	+17.6 ▲3.4
呼びかけ体制が構築できている自主防災組織の割合	100.0%	0.7%	73.0%	+72.3 ▲27.0

・　成果指標は３項目とも目標に達成していないが上昇しており、特に「呼びかけ体制が構築できている自主防災組織の割合」は大幅に上昇していることから、取組の成果が表れています。
・　一方で、大規模災害の発生から時間が経過し、防災意識が薄れていく恐れがあることから、引き続きホームページや様々なイベント等を通じて備えの必要性を啓発していく必要があります。
・　土砂災害リスクの高い地域において、呼びかけ体制が構築できている自主防災組織でも災害時に呼びかけが実践されていない組織があることから、避難の呼びかけの実効性を高める取組を推進していく必要があります。

（２）第２期の取組の総括

○　災害の情報を受け取るための情報ツールの確保や自分や家族の災害時の防災行動計画であるマイ・タイムラインの作成、防災教室への参加、備蓄や家具の転倒防止対策など災害に備える行動をとる人は増加しています。
○　特に令和２年度以降、マイ・タイムラインを活用した防災教育を積極的に行った結果、現在ほとんど全ての小学校においてマイ・タイムラインを作成しており、親世代への波及効果も見られています。
○　これらは、これまでの「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進等により、防災の重要性が広く認識され、「災害に備えること」が県民等の間で徐々に浸透していることを示していると考えられます。
○　一方、「災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合」及び「水害・土砂災害リスクの認知度」の「知る」取組は大きな変動が見られず、引き続き啓発に努める必要があります。
○　また、平成 30 年７月豪雨災害から時間が経過しており、今後、災害の教訓の風化が懸念されます。
○　このことから、改めて「知る」取組を含め、適切な避難行動につながる知識の普及啓発を進めるとともに、子供の頃から主体的に適切な避難行動を実践する力を養うための防災教育を推進し、防災・減災に関する意識があらゆる世代に定着する仕組みを構築する必要があります。

６ 本計画において重視する項目

第２期計画の振り返りや社会情勢の変化等を踏まえ、計画に盛り込むべき事項を検討し、次のとおり重視する項目を整理しました。

（１）被災者支援の強化

令和６年能登半島地震では、厳冬期に高齢化の割合が高い地域で発生するとともに、避難所における生活環境の悪化や備蓄物資の不足など、避難生活に関する様々な課題が生じ、多数の災害関連死が認定されているところであり、改めて被災者支援の重要性が認識されました。

このため、「能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会」において能登半島地震で生じた課題等を踏まえ、今後の本県における被災者支援の強化に向けた取組等を検討しました。

重視する項目

≫ **Ａ　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進**

（２）大規模地震への対応

近年、台風や集中豪雨に伴う風水害や地震災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。

また、国が令和７年３月に南海トラフ巨大地震の被害想定を見直したことを踏まえ、本県でも「広島県地震被害想定調査報告書」の見直しを行いました。迅速な避難行動など、必要な対策に取り組むことで、被害が軽減できると見込まれており、大規模地震における対策の重要性が高まっています。

このため、地震に関する防災教育の推進などにより「地震への備え」についての意識啓発を図るとともに、地震・津波を想定した避難訓練等の実践的な防災活動を促進する必要があります。

重視する項目

≫ **Ｂ　地震に係る取組の推進**

（３）防災意識の定着

近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ地震などの大規模地震に備えるためには、防災・減災意識を高め、具体的な行動を起こすことで、「自らの身は自ら守る」とともに「地域の住民が互いに助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要です。

そのため、県民一人一人が災害を自分事として認識し、災害時に適切な行動がとれるよう、幼児期から実践的な防災教育を展開するなど、防災に関する普及啓発・防災教育を推進する必要があります。

また、学校や地域の連携による防災教育の推進など、地域コミュニティレベルでの相互支援を促進していく必要があります。

重視する項目

≫ **Ｃ　防災教育の推進**

（４）災害に対する脆弱性

高齢者、障害者、外国人などの災害時に特に配慮が必要な人々が増えています。

また、急速な少子高齢化・人口減少、国境を越えた経済社会活動の拡大等に伴い、高齢者、外国人等が増加し地域の防災活動において様々な課題が生じるなど、地域社会の災害に対する脆弱性の高まりが見られています。

このため、各地域において防災の知識を有する人を育成・活用するとともに、災害時の情報提供、避難誘導等、防災の様々な場面において、高齢者、障害者、外国人などの災害時要配慮者に応じたきめ細かな施策を行う必要があります。

重視する項目

≫ **Ｄ　地域における実践的な防災活動の促進**

≫ **Ｅ　情報アクセシビリティの確保**

7 第３期における施策体系（取組の柱）

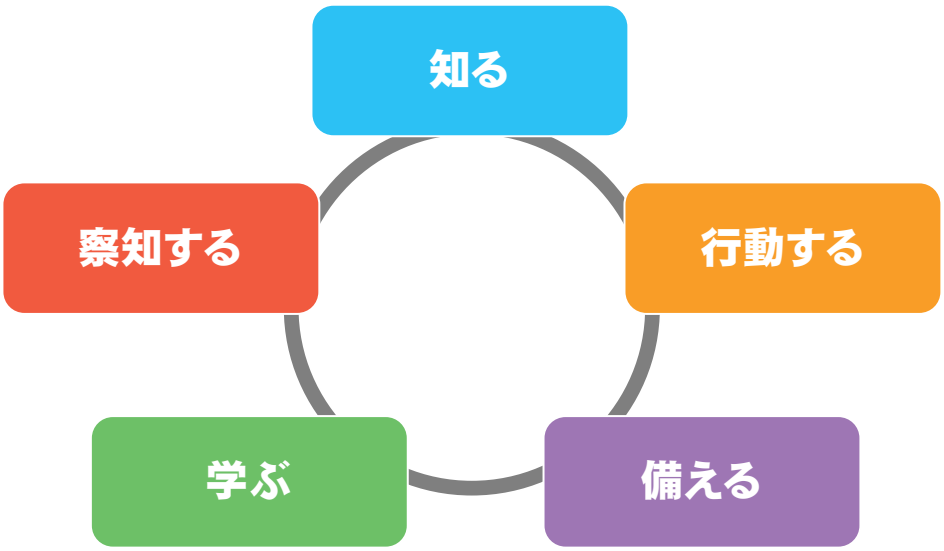
（１）施策体系

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例では、災害から命を守り、また平時から災害に備えるため、５つの基本的な行動目標を定めています。

本計画では、「目指す姿」を実現するために、地域において想定される災害の危険性を「知る」、災害発生の危険性を「察知する」、自ら判断し災害の種類に応じて適切に「行動する」、災害及び防災について「学ぶ」、災害に「備える」の５つの基本的な取組の柱は維持しながら、それぞれに重視する項目を加えました。

５つの行動目標は、それぞれが相互に密接な関連を有しているため、相乗効果が生まれるよう総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

５つの行動目標



（２）県民重点取組

災害から命を守るためには、災害の危険性や適切な行動を知り、その行動のきっかけとなる情報を察知する手段と、迅速に行動に移せるよう日頃から備えておくことが、特に重要です。

そこで本計画では、５つの目標のうち「知る」「察知する」「備える」を特に重点的に実施していただきたい行動「県民重点取組」とし、より多くの県民や自主防災組織等が実践できるよう啓発を行います。さらに、防災教室や訓練などの「学ぶ」機会の提供や、マイ・タイムライン作成などの避難準備「行動」を促進する取組を事業者や市町、関係団体と連携し、あらゆる機会を通じて進めることにより県民の重点取組を支援・促進していきます。

取組の柱 ～５つの行動目標～	主な取組と重視する項目との関係
県民に重点的に実施していただきたい行動（県民重点取組）	
知る	居住地域や自分・家族のリスク等の正確な把握を促進 ≫ B　地震に係る取組の推進 ・地震被害想定の見直しの周知及び津波からの早期避難の啓発推進 ≫ E　情報アクセシビリティの確保 ・分かりやすい災害リスク情報の提供
察知する	リアルタイムの情報発信 ≫ E　情報アクセシビリティの確保 ・分かりやすい防災情報の発信 情報を受け取る手段の確保 ≫ E　情報アクセシビリティの確保 ・LINE 版マイ・タイムライン「わが家の避難計画」の作成促進
備える	避難者の生活環境の改善 ≫ A　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進 ・TKB（トイレ、キッチン、ベッド）対策等の推進 自主防災組織等による避難の呼びかけ、地域のつながりの強化 ≫ D　地域における実践的な防災活動の促進 ・土砂災害や地震・津波を想定した避難訓練等の促進 要配慮者等の避難支援 ≫ A　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進 ・災害時に配慮が必要な方の体調管理や医療・介護サービスの提供 日頃からの災害への備えの促進 ≫ A　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進 ・社会全体での防災意識の醸成 地震による災害への備えの促進 ≫ B　地震に係る取組の推進 ・地震等の備えの啓発
重点取組を支援・促進する行動	
学ぶ **行動する**	防災教育、防災訓練の実施 ≫ C　防災教育の推進 ・様々な主体と連携した防災教育の推進 ≫ D　地域における実践的な防災活動の促進 ・土砂災害や地震・津波を想定した避難訓練等の促進

8 推進体制

県民一人一人ができることから行動していくことを基本に、事業者、市町、県及び国の機関等が、それぞれの特性を活かし、かつ、密接な連携の下で総力を結集して県民の行動を支え、促進し、「災害死ゼロ」を目指していくことが重要です。

このため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において必要と考えられる取組について日頃からの意見交換や必要に応じて見直し、拡充などを進めていくほか、推進会議に参画するそれぞれの主体が、その特性等を活かして県民運動の環が広がるよう努めます。

	基本的な役割
県民	・「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という５つの行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努める。
自主防災組織等	・「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という５つの行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努める。
市町	・県民及び自主防災組織等が５つの行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努める。
事業者	・県民及び自主防災組織等が５つの行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努める。
県	・県民及び自主防災組織等が５つの行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進する。 ・県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとととともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進する。

「第２章　具体的な取組」では、主体となりうる、国、県、市町を「行政」、自主防災組織、女性防火クラブ、消防団、社会福祉協議会を「防災関係団体」、学校、学校関係団体を「学校」、事業者、経済関係団体、医療関係団体を「事業者・団体」、テレビ放送局、ラジオ放送局、新聞社を「報道」と表現しています。

9 進行管理

この行動計画に基づく取組の推進状況や成果指標の達成度を毎年度公表します。

その上で、指標の評価と今後の取組の検討を行い、必要が生じた場合には計画の見直しを行います。

第２章　具体的な取組

１ 県民に重点的に実施していただきたい行動（県民重点取組）

（１）　知る

知る	察知する	備える	学ぶ	行動する

地域において想定される災害の危険性及び
災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を「知る」

災害から命を守るための適切な行動をとるためには、土砂災害や洪水、内水氾濫、高潮、津波などの居住地等における災害発生の危険性やその予測される程度などを正しく「知る」必要があります。ハザードマップ上で災害が想定されていない地域でも、周囲よりも低い場所は水がたまりやすく、崖や斜面は崩れる恐れがあります。

あわせて、災害の発生が予測され、若しくは発生した際には、どこへどのように避難行動をとるべきかなど、災害の種類に応じた避難場所・避難経路・避難方法などを「知る」必要があります。

また、気象庁や自治体から発表される防災気象情報や避難情報の意味を正しく理解し、適切なタイミングで避難行動をとれるようにすることが重要です。

県民にとっていただきたい行動



- 身の回りに土砂災害、洪水、津波などの危険がないかハザードマップなどで確認しましょう。
- 土砂災害や洪水、地震、津波などの災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認し、どう行動したらよいかを知りましょう。
- 危険を知らせる防災気象情報・避難情報の意味と避難のタイミングを知りましょう。

ア　「知る」を実現するための主な取組

1.1　居住地域や自分・家族の災害リスク等の正確な把握を促進

居住地域や自分・家族のリスク等を正確に把握していただくための情報等の周知

■　ハザードマップの作成や自然災害の危険性が想定される区域等をホームページで公表し、災害リスクや避難場所について周知します。
〔行政〕

■　災害リスク及び避難場所・避難経路の確認方法、防災気象情報や避難情報の意味、災害種別に応じた避難行動について、ホームページ、SNS、チラシなど各種媒体による情報発信や防災教室の実施等により周知します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

■　行政等が発信する適切な行動をとるために必要な情報を、従業員や会員、関係者等へ伝達、共有します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

■　令和７年 10 月に見直した地震被害想定及び津波浸水想定区域について、ホームページ、SNS、チラシなど各種媒体による情報発信や防災教室の実施等により周知します。また、津波から早期に避難する重要性についても周知します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕
≫　重視する項目【Ｂ　地震に係る取組の推進】

■　外国人や障害者など配慮が必要な方がハザードマップ等を確認しやすい環境づくりに取り組みます。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕
≫　重視する項目【Ｅ　情報アクセシビリティの確保】

■　想定されている災害リスクに関する看板の設置や防災マップの作成、個人の生活環境に適した情報提供により地域や一人一人に分かりやすく災害リスクを周知します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体〕
≫　重視する項目【Ｅ　情報アクセシビリティの確保】

■　想定されている災害に対して行うべき活動や緊急時の対応についてマニュアルを作成して、従業員や関係者に周知します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

■　避難所への避難・滞在をイメージできるよう、ペットの受入可否や駐車場の有無などの避難所の設備環境をホームページで発信し、県民が平時から身近な避難所の設備環境を確認し、避難時の携行物の確認・準備に役立てることのできる環境を整えます。
〔行政〕

■　災害時には避難所の混雑状況をリアルタイムにホームページで提供し、県民が避難先を選択できる環境を整えます。
〔行政〕

イ　成果指標

成果指標項目	現状値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合	70.2%	83.0%

水害・土砂災害リスクの認知度	73.9%	76.0%

（２）　察知する

知る	**察知する**	備える	学ぶ	行動する

情報を収集して災害発生の危険性をいち早く「察知する」

災害発生時に適切に判断し行動するには、災害の危険性がどの程度まで迫っているかを、あらかじめ「察知する」必要があります。

防災気象情報・避難情報の意味や災害発生の前触れなどを知っておくと、いざという時に、あわてず冷静な行動にもつながります。

また、情報を自らとることを考え、情報を自ら入手するためのツールを確保しておくことも必要です。

県民にとっていただきたい行動

- 危険を知らせる防災気象情報・避難情報を受け取る手段（防災情報メール、防災アプリなど）を確保しましょう。
- 災害の危険性が高まった時には、防災気象情報や避難情報を確認しましょう。



ア　「察知する」を実現するための主な取組

2.1　リアルタイムの情報発信

地域や個人ごとに最適な防災情報を提供するため、様々な媒体を活用し、情報の受け手側の状況に合わせたプル型・プッシュ型の情報をリアルタイムで発信するなど、個々の状況に合わせた、きめ細やかな防災情報を発信

■　テレビ、ラジオ、データ放送、ホームページ、SNS 等様々な手段を通じて防災気象情報、避難情報、雨量・水位の観測情報等を提供します。
〔行政、学校、事業者・団体、報道〕

■　オープンデータ化などにより民間事業者の防災情報の活用を促進します。
〔行政〕
≫　重視する項目【Ｅ　情報アクセシビリティの確保】

■　外国人や障害者など配慮が必要な方への防災情報を提供する環境づくりに取り組みます。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕
≫　重視する項目【Ｅ　情報アクセシビリティの確保】

2.2　情報を受け取る手段の確保

プル型・プッシュ型の情報を受け取る手段の確保

■　防災気象情報や避難情報等を確実に受け取ることができるよう、スマートフォンアプリ、インターネットなどの入手手段を確保することをホームページ、SNS、チラシなど各種媒体による情報発信や防災教室の実施等により啓発します。また、情報を受け取るための登録方法や利用方法についても分かりやすく伝えます。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕
≫　重視する項目【Ｅ　情報アクセシビリティの確保】

イ　成果指標

成果指標項目	現状値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	84.3%	96.0%

（３）　備える

知る	察知する	**備える**	学ぶ	行動する

建物の耐震化、家具転倒防止対策等を実施し、
避難時に持ち出す非常持出品を準備するなど災害に「備える」

地震の揺れによる家具の転倒や落下などで、けがをするおそれがあります。また、大規模な災害が起きた場合、食料などの入手が困難になったり、避難生活が長期化して体調に悪影響が出る可能性もあります。こうした事態に「備えて」家具の固定など建物の安全対策や必要なものを備蓄しておくことが重要です。

また、日頃から非常持出品などの備えをしておくことで災害が起きた際も落ち着いて避難することができます。

さらに、近隣に高齢者など一人で避難が難しい方がおられる場合は、避難の支援が必要な方を把握し、災害情報の共有や避難の呼びかけなど地域住民で助け合って行動できるようにしておくことが必要です。

県民にとっていただきたい行動



- 非常時にいつでも持ち出せるように非常持出品を準備するとともに、３日分程度（できれば１週間分）の食料、飲料水、簡易トイレ、生活必需品を備蓄しましょう。
- 建物の耐震化や家具の転倒防止対策を進めましょう。
- 高齢者など災害時に支援が必要な人を把握し、地域で助け合いましょう。

ア　「備える」を実現するための主な取組

3.1　避難者の生活環境の改善
避難の実効性を高めるための避難所の確保、避難生活の環境改善

■　避難施設を迅速に開設して避難者を受け入れる体制を整備します。また、指定緊急避難場所のほか、知人・親戚宅やホテル・旅館など複数の避難先を確保することを、ホームページ、SNS、チラシなど各種媒体による情報発信や防災教室の実施等により啓発します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

■　災害時の避難所におけるトイレの確保、食事の提供、寝床・居住スペースの整備の推進など避難生活の環境改善に向け、平時から取り組みます。
〔行政、防災関係団体、事業者・団体〕
≫　重視する項目【Ａ　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進】

■　被災者の状況に応じたきめ細やか支援に繋げていくため、平時から避難場所ごとの避難者の健康状態を適切に把握できる体制づくりなどに取り組みます。
〔行政、防災関係団体、事業者・団体〕
≫　重視する項目【Ａ　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進】

3.2　自主防災組織等による避難の呼びかけ、地域のつながりの強化

役員、防災リーダーを中心とした自主防災組織による呼びかけ体制の構築・実践

■　防災リーダーや自主防災アドバイザーを対象とした研修を実施し、知識及び技能の向上を図ります。
〔行政、防災関係団体〕

■　自主防災組織へのアドバイザー派遣やワークショップ、訓練などを実施し、地域の防災活動や避難の呼びかけの実効性の向上を支援します。また、市町の地区防災計画の策定を促進する取組を支援します。
〔行政、防災関係団体〕
≫　重視する項目【Ｄ　地域における実践的な防災活動の促進】

■　地域の自主的な防災活動を促進するともとに、地域の住民同士が互いに協力し支え合う関係性を築いていきます。
〔行政、防災関係団体、事業者・団体〕

3.3　要配慮者等の避難支援

災害時に自力で避難が困難な方等に対する支援

■　災害時に配慮を必要とされる方の避難を支援するため、個別避難計画の作成や訓練等に取り組みます。また、アドバイザー派遣や先行事例の共有などにより、個別避難計画の作成の加速化を図るとともに、実効性を高める訓練を支援します。
〔行政、防災関係団体、事業者・団体〕

■　災害時に配慮が必要な方のフレイル予防を含めた体調管理や医療・介護サービスが提供できるよう平時から取り組みます。
〔行政、防災関係団体、事業者・団体〕
≫　重視する項目【Ａ　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進】

3.4　日頃からの災害への備えの促進

非常持出品、備蓄品の啓発

■　非常時にいつでも持ち出せるように非常持出品の準備と３日分程度の飲料水、食料品や家族構成に応じた生活必需品の備蓄等を、ホームページ、SNS、チラシなど各種媒体による情報発信や防災教室の実施等により啓発します。また、避難生活の長期化や生活環境の変化に伴う健康被害や体調悪化をはじめとする様々な影響を軽減するため、企業や地域、個人など社会全体が日常生活の延長として主体的に災害発生後の被害軽減に平時から取り組むことが当たり前となるよう、機運づくりに取り組みます。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕
≫　重視する項目【Ａ　「要配慮者をはじめとした被災者支援対策」の推進】

■　事業所・学校等における災害時の業務継続や従業員・関係者の安全を確保するための体制を整えるとともに、必要な備えを啓発します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

3.5　地震による災害への備えの促進

地震の揺れによる被害を軽減するための備え

■　住宅の耐震化や家具類の固定・配置の工夫による住まいの安全確保について、ホームページ、SNS、チラシなど各種媒体による情報発信や防災教室の実施等により啓発します。
〔行政、防災関係団体、事業者・団体〕
≫　重視する項目【Ｂ　地震に係る取組の推進】

イ　成果指標

成果指標項目	現状値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
非常持出品を用意し、かつ３日分以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合	62.4%	75.0%
家具等の転倒防止を行っている人の割合	66.6%	81.0%
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	―	45.5%
津波の浸水想定区域において、地震・津波を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	―	47.6%

2 重点取組を支援・促進する行動

「学ぶ」「行動する」については、「知る」「察知する」「備える」の取組を進めるきっかけや取組を推進する手段であり、相互に密接に関係するため、主な取組をまとめて記載します。

（4） 学ぶ・行動する

学ぶ

知る	察知する	備える	**学ぶ**	行動する

防災教室や防災訓練などに参加して、
地域の災害リスクや、災害発生の危険性を察知する方法、災害の種類に応じた適切な行動について、平時から「学ぶ」

学校や職場、地域で行われる防災教室・防災訓練等に参加し、災害から命を守るための適切な行動について「学ぶ」ことが重要です。

その他には、過去に地域でどのような災害が起こったかを情報収集したり、家族や地域の人から話を聞いたりすることも効果的です。

このような学習活動の中で、現在自分が知っていることは最新の情報なのか、不足している情報はないかを見直すことも必要です。

県民にとっていただきたい行動

- 学校、職場、地域で行われる防災教室、防災訓練などに参加して、身の回りの災害危険箇所、災害発生の危険性を察知する方法、災害から命を守るための適切な行動について学びましょう。
- 実践的な行動力を習得しましょう。



行動する

知る	察知する	備える	学ぶ	**行動する**

入手した情報に基づき自ら判断して、避難や地域で助け合うなど、
災害の種類に応じて適切に「行動する」

災害から命を守るためには、安全な場所へ移動する立ち退き避難（水平避難）、あるいは、建物の上階への移動など屋内に留まる屋内安全確保（垂直避難）など、状況に応じた適切な行動の種類などを知っておき、災害発生時に、どうすれば被害に遭わずに済むかを考え、判断し、かつ、「行動する」ことが求められます。

また、知ったことが身に付き適切な行動をとることができるようにするためには、あらかじめマイ・タイムライン（自らの防災行動計画）を作成し、日頃から訓練を行うなど、避難の準備行動をとることが必要です。

県民にとっていただきたい行動



- 避難情報が発令されたときに限らず、自ら必要と判断したときは、速やかに行動を開始しましょう。
- 避難場所など安全な場所への移動、屋内の安全な場所での退避など、自らの置かれた状況に応じて適切に行動しましょう。
- 高齢者など災害時に支援が必要な人が安全に避難できるように助けましょう。

ア　「学ぶ」「行動する」を実現するための主な取組

4.1　防災教育、訓練の実施

学校、地域、企業において防災教育（防災教室）や防災訓練・避難訓練を実施

■　行政のほか、地域、事業者、学校など様々な主体がそれぞれ、または連携した防災教育や防災訓練の推進に取り組みます。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

≫　重視する項目【C　防災教育の推進】
≫　重視する項目【D　地域における実践的な防災活動の促進】

■　行政や地域などが実施する防災教育や訓練への参加を働きかけます。また、各主体による実施が進むよう働きかけるとともに、教材や啓発資料を提供し、防災教育・訓練の実施を促します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体、報道〕

■　県民への周知のほか、市町、学校、自主防災組織などを通じて、各家庭や地域の防災教室・訓練等でのマイ・タイムライン作成を促進します。
〔行政、防災関係団体、学校、事業者・団体〕

イ　成果指標

「学ぶ」

成果指標項目	現状値 （R7 年度）	目標値 （R12 年度）
防災教室・訓練への参加者割合	62.4%	80.0%

「行動する」

成果指標項目	現状値 （R7 年度）	目標値 （R12 年度）
マイ・タイムラインを作成している人の割合	25.1%	44.0%
防災教室・訓練への参加者割合（再掲）	62.4%	80.0%

３ 成果指標（全体）

本計画では５つの行動目標ごとの成果指標のほか、避難行動をとるための実践的な準備行動をとっているかどうかを測るための成果指標を次のとおり設けます。

○全体指標

	現状値（R７年度）	目標値（R12 年度）
避難の準備行動ができている人の割合	28.8%	42.0%

「避難の準備行動ができている人」は、次に掲げる構成要素を全て実践している人とします。

○「避難の準備行動ができている人」の構成要素

区　分	内　　容
知る	災害の種類に応じた避難場所・避難経路の確認
察知する	災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保
備える	非常持出品を用意し、かつ３日分以上の食糧及び飲料水を備蓄
	家具等の転倒を防止
学　ぶ 行動する	防災教室・訓練への参加

第３章　資料編

１ 計画策定の経過

令和８年　７月　　骨子案作成
令和８年　８月　　素案作成
令和８年　８月～９月　パブリックコメント
令和８年１０月　　計画策定

２ 本県における近年の防災・減災に係る取組

●広島県防災対策基本条例の制定（平成 21 年３月）
　大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築するため、広島県防災対策基本条例を制定しました。

●広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の制定（平成 27 年３月）
　広島県防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自助」、「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定めた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、県民運動として県民全体で取り組んでいくこととしました。

●広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の策定（平成 27 年 10 月）
　平成 27 年３月に制定した、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るための計画となる、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第１期）を策定しました。

●平成 30 年７月豪雨に関する県民の避難行動の調査・研究の実施（平成 30 年 10 月～令和２年８月）
　平成 30 年７月豪雨災害時において、避難行動をとった県民が少なかったことから、早めの避難行動につながる有効な要素を導き出すことを目的に、行動心理学や行動経済学などの専門家 4 名からなる研究チームにより、避難行動に関する面接調査及び郵送調査を実施し分析を行いました。分析結果を踏まえ、より効果の高い被害防止策について検討しました。

●平成 30 年７月豪雨における県の初動・応急対応の検証（平成 30 年 12 月～平成 31 年３月）

将来の大規模災害に備えるためのノウハウとして蓄積するため、平成 30 年７月豪雨の発災から広島県災害対策本部廃止までの約 45 日間（7 月 5 日～8 月 14 日）の広島県による初動・応急対応に関する課題等を調査し、検証を行いました。

●「ひろしまマイ・タイムライン」の取組の開始（令和２年７月）

平成 30 年７月豪雨に関する県民の避難行動の調査・分析結果を踏まえ、令和２年度から「マイ・タイムライン」の取組を開始しました。

「ひろしまマイ・タイムライン」とは、風水害などの災害が発生する危険が生じた際、命を守るために、いつのタイミングで何をすべきか、また、いつ避難するのかなどの自らの防災行動計画を県民の皆さんに作成していただく取組であり、その教材は、広島県特有の土砂災害のリスクについての認識を深める内容になっています。

令和２年７月には、県内全ての小学校に教材を配付して授業や宿題等において全児童に作成してもらうよう働きかけるとともに、自主防災組織等にも配付し地域の防災教室等での活用も促しています。

また、令和５年度からは、津波の危険性の確認や、自宅や外出先から安全な場所への避難、家族への連絡方法等について考え、家族等と共有する「地震・津波タイムライン」も展開しています。

●広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第２期）の策定（令和３年１月）

平成 30 年７月豪雨に関する県民の避難行動の調査・分析結果から分かったより効果の高い被害防止策や社会情勢の変化を踏まえ、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第２期）を策定しました。

●能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策の検討（令和６年８月～令和８年３月）

災害関連死や防災等の有識者による「能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会」を設置し、災害関連死ゼロを目指した本県における今後の取組等について検討を行い、今後の具体的な方策等をとりまとめました。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/hisaisyasienkentoukai.html

●広島県地震被害想定調査（令和７年 10 月）

国の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による検討や本県における防災・減災対策の推進状況、令和６年能登半島地震等の近年発生した地震から得られた最新の知見などを踏まえ、本県が平成 25 年 10 月に取りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書」の見直しを行いました。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html

3 関係法令

（1）広島県防災対策基本条例

○広島県防災対策基本条例　　（平成二十一年三月二十四日条例第一号）

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害警戒区域等を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

三　防災対策　防災のために行う対策をいう。

四　自主防災組織　地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。

五　要配慮者　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。

六　避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

七　災害ボランティア　災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。

八　避難情報　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

（基本理念）

第三条　防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、要配

慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

（県民の役割）

第四条　県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。

２　県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第五条　事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。

２　事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

（自主防災組織の役割）

第六条　自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。

２　自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

（災害ボランティアの役割）

第七条　災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

（市町の役割）

第八条　市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

（県の責務）

第九条　県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

２　県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

（ひろしま防災の日及びひろしま防災月間）

第十条　県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。

２　ひろしま防災の日は、六月二十九日とし、ひろしま防災月間は、六月とする。

第二章　災害予防対策

第一節　県民の役割

（防災知識の習得等）

第十一条　県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時等にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

２　県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下この章において「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

３　県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

（自主防災組織への参加等）

第十二条　県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（避難行動要支援者からの情報の提供）
第十三条　避難行動要支援者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。
（生活物資の備蓄等）
第十四条　県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
２　県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。
（建築物の安全性の確保等）
第十五条　建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。
２　県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。
３　ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

第二節　事業者の役割
第十六条　事業者は、災害発生時における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。
２　事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めるものとする。

第三節　自主防災組織の役割
（防災意識の啓発等）
第十七条　自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるものとする。
（地域災害関連情報の確認等）
第十八条　自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。
２　自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。
（避難行動要支援者の支援等）
第十九条　自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。
２　自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。
３　自主防災組織は、避難行動要支援者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。
（避難情報への対応の準備）
第二十条　自主防災組織は、避難情報が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。
（物資の備蓄等）

第二十一条　自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

第四節　県及び市町等の役割

（防災意識の啓発等）

第二十二条　県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

（学校等における防災に関する教育の実施）

第二十三条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（第三十八条第一項及び第四十七条において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第四十七条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（第四十七条において「保育所」という。）の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。

（防災訓練等の実施）

第二十四条　県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

（災害に関する情報の提供等）

第二十五条　市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図（第三十九条第一項において「ハザードマップ」という。）の作成及び住民への周知に努めるものとする。

２　県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

３　県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。

（自主防災組織への支援）

第二十六条　市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めるものとする。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。

２　県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（避難行動要支援者の支援体制の整備）

第二十七条　市町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他の関係機関と連携し、避難行動要支援者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

２　市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（要配慮者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。

３　県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（災害ボランティアの活動環境の整備等）

第二十八条　県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。

（避難計画の作成等）

第二十九条　市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。

２　市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めるものとする。

３　市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第一項の避難計画を住民に周知するよう努めるものとする。

（医療救護体制の整備）

第三十条　市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

２　県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

（公衆衛生の確保のための体制整備）

第三十一条　県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。

（輸送体制の整備）

第三十二条　県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

（他の地方公共団体等との連携体制の整備）

第三十三条　市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。

２　県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

（消防団及び水防団の充実等）

第三十四条　市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

２　県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（情報収集伝達体制の整備）

第三十五条　市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めるものとする。

２　市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（第四十二条及び第四十五条においてこれらの者を「帰宅困難者」という。）に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。

３　県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報（以下この項及び次項において「災害情報等」という。）の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくものとする。

４　県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めるものとする。

（防災及び危機管理体制の整備）

第三十六条　県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

２　県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

（物資等の備蓄等）

第三十七条　県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第三十八条　県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。

２　県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

第三章　災害応急対策

第一節　県民の役割

（避難の実施）

第三十九条　県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難情報の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。
２　避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難情報が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。
（車両使用の自粛等）
第四十条　県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第二節　事業者の役割
（来所者等の安全の確保）
第四十一条　事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業者の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。
（帰宅困難者対策への協力）
第四十二条　事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業者への帰宅の一時見合せの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めるものとする。
２　事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

第三節　自主防災組織の役割
第四十三条　自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第四節　災害ボランティアの役割
第四十四条　災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第五節　県及び市町等の役割
（情報の収集及び提供）
第四十五条　県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。
（自主防災組織等の活動支援）
第四十六条　市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。
（学校等における児童等の安全の確保）
第四十七条　学校、幼保連携型認定こども園及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。
（災害応急対策のための体制の確立等）
第四十八条　県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及び当該対策の的確な実施に努めるものとする。
（市町への応援）
第四十九条　県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

第四章　復旧及び復興対策
第一節　県民の役割

第五十条　県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。
２　県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

第二節　事業者の役割

（雇用の場の確保等）
第五十一条　事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

（生活に不可欠な施設の復旧）
第五十二条　水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

第三節　自主防災組織の役割

第五十三条　自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

第四節　災害ボランティアの役割

第五十四条　災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

第五節　県及び市町の役割

第五十五条　県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。
２　県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、前項の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年三月一六日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

（２）広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例　（平成二十七年三月十六日条例第一号）

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

（目的）

第一条　この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もって災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　災害　広島県防災対策基本条例（平成二十一年広島県条例第一号）第二条第一号に規定する災害をいう。

二　防災　広島県防災対策基本条例第二条第二号に規定する防災をいう。

三　減災　災害時の被害をできる限り軽減することをいう。

四　自主防災組織等　広島県防災対策基本条例第二条第四号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。

五　避難情報　広島県防災対策基本条例第二条第八号に規定する避難情報をいう。

（基本方針）

第三条　県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

一　次に掲げる災害から命を守るための行動目標

イ　地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。

ロ　災害発生の危険性を察知すること。

ハ　自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

二　次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ　災害及び防災について学ぶこと。

ロ　非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

（県民の役割）

第四条　県民は、基本方針にのっとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

（自主防災組織等の役割）

第五条　自主防災組織等は、基本方針にのっとり、第三条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

（事業者の役割）
第六条　事業者は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。
（市町の役割）
第七条　市町は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。
（県の責務）
第八条　県は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。
２　県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。
（地域において想定される災害の危険性等を知る取組）
第九条　第三条第一号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。
　一　日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報
　二　災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報
２　県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることができるようにするとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。
（災害発生の危険性を察知する取組）
第十条　第三条第一号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。
　一　雨量、河川の水位、注意報、警報、危険警報等の情報
　二　避難情報等の情報
２　県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。
（自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組）
第十一条　第三条第一号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第九条第一項及び前条第一項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。
２　県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。
（災害及び防災について学ぶ取組）
第十二条　第三条第二号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。
２　県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。
（災害に備える取組）
第十三条　第三条第二号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。
　一　建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施
　二　懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

２　県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

（行動計画）

第十四条　県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

（推進体制）

第十五条　県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

２　県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附　則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和八年七月六日条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語の説明

自助
災害が発生したときに、自分自身の身の安全を守ること。（家族も含む。）

共助
地域やコミュニティなど周囲の人たちが協力して助け合うこと。

公助
市町や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。

自主防災組織
地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のこと。具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。

防災リーダー
地域の防災活動の中心的な担い手となる人材として、防災に関する講座等を受講し、市町に認定された者のこと。

マイ・タイムライン
台風や豪雨などによる災害に備えて、一人一人があらかじめ作成する防災行動計画のこと。家族構成や生活環境に合わせて、時系列でいつ、誰が、何をするかを決めておくもの。

ハザードマップ
自然災害（地震・津波・洪水・土砂災害等）による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所などを表示した地図のこと。

防災情報メール
気象予警報や雨量等の情報を登録者にメールで知らせるもの。

LINE 版マイ・タイムライン「わが家の避難計画」
広島県 LINE 公式アカウントでマイ・タイムラインを作成することができる機能のこと。作成過程で自宅の災害リスクや近くの避難場所の確認ができ、災害時には避難情報等の通知が届くもの。

地域防災タイムライン
個人の避難行動に関する内容（マイ・タイムラインの作成）と地域での災害への備えに関する内容（災害時の適切な避難行動・継続的な訓練実施）について、一体的に備えられるツールのこと。

防災 e ラーニング
自然災害から命を守るために必要な防災知識を習得して定着させること、および、それらの知識を活用し、自分や家族に当てはめた避難等を考えることができる応用力を養うことを目的とし制作した中学生用の防災 e ラーニング教材のこと。

防災気象情報
主体的に避難行動を判断するための参考となる「状況情報」のこと。国や都道府県等は、注意報、警報、危険警報、特別警報等、様々な防災気象情報を段階的に発表し、大雨や暴風等とそれにより引き起こされる災害への警戒を呼びかけています。大雨等の際には、市町からの避難情報が発令されていなくても、防災気象情報等を用いて自ら避難を判断し、適切な避難行動をとるよう心がけましょう。

避難情報
河川氾濫、土砂災害、高潮、津波などが発生する時に居住者・滞在者等（居住者等）の適切な避難を促すために市町長から発令される情報のこと。居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう５段階の警戒レベルに整理し提供されます。

警戒レベル
災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報のこと。
災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な避難行動がとれるよう、市町長や気象庁等が、避難情報や防災気象情報といった防災情報を５段階の「警戒レベル」を用いて伝えています。警戒レベルに応じて適時的確な避難行動をとる必

要があります。

警戒レベル３高齢者等避難
警戒レベル３は、危険な場所から高齢者等は避難。市町から警戒レベル３「高齢者等避難」が発令されたら、避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは危険な場所から安全な場所へ避難しましょう。

警戒レベル４避難指示
警戒レベル４は、対象地域住民のうち危険な場所にいる人は全員避難。市町から警戒レベル４「避難指示」が発令されたら、対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難してください。

警戒レベル５緊急安全確保
警戒レベル５は、“命の危険。直ちに安全確保”。市町から警戒レベル５「緊急安全確保」が発令されたら、既に災害が発生しているか又は災害が発生直前であったり、確認できていないもののどこかで既に発生していてもおかしくない状況で、命が危険な状況ですので、直ちに安全な場所で命を守る行動をとってください。

避難
避難とは、難を避けること全体を指しており、学校や公民館といった指定緊急避難場所への移動だけが避難というわけではありません。
小中学校・公民館など行政が指定した避難場所のほか、安全な親戚・知人宅、安全なホテル・旅館へ避難することも有効です。

指定緊急避難場所
切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所のこと。市町により、災害の種類に応じた指定が行われます。

災害関連死
内閣府において、災害関連死とは、「災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義されている。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第３期）

広島県　危機管理監　みんなで減災推進課

〒７３０－８５１１　広島市中区基町１０－５２
電　話　０８２－５１３－２７８２
ＦＡＸ　０８２－２２７－２１２２